

□ハザードマップに関する動きについて

総務省消防庁防災課

1. はじめに

平成12年3月の有珠山噴火災害では、最大で15,815人もの避難指示・勧告の対象者が出たものの、事前に作成・公表されたハザードマップをもとにして、噴火前に迅速な避難が行われたこと等により、人的な被害が生じなかったことは良く知られている。

我が国は、火山噴火をはじめ、風水害、土砂災害などの自然災害が多発する地理的条件下におかれている。地域に潜在する災害の危険性を的確に把握し、ハード・ソフト両面にわたる効果的な防災体制を構築するためには、科学的な被害想定に基づくハザードマップ及びそれに対する各種防災情報(避難所の位置、連絡先や災害発生時にとるべき行動等)までを盛り込んだ防災マップは、その有効なツールとなるものであり、各省庁においてもその普及を図るため、積極的な取り組みがなされているところである。

ここでは、風水害に関する取り組みを中心に、当庁における施策を交えつつ、政府におけるハザードマップ・防災マップに関する取り組みについて紹介していく。

なお、火山災害に対するハザードマップ・

防災マップに関する取り組みについては、次号に譲るものとする。

2. 風水害等に対するハザードマップ・防災マップに関する取り組み

(1) 防災基本計画の修正

平成14年4月23日、中央防災会議において防災基本計画の修正が了承された。これは、防災基本計画専門調査会(座長:伊藤茂都市防災研究所理事長)及び同調査会内に編成されたプロジェクトチームによる具体的な検討の結果を踏まえ、防災基本計画の風水害編(洪水、土砂災害、高潮対策)及び原子力災害対策編(原子力艦の原子力災害、緊急被ばく医療)について修正を行うものであり、災害対策の進展に対応した提言等を踏まえ、具体的、実践的な内容となるよう定められており、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、特にハザードマップ・防災マップに係る取り組みについても基本計画中に盛り込まれたところである。

(2) 洪水対策とハザードマップ

洪水については、近年、新たに都市型の水

害として、時間雨量100mmを超えるような通常想定を相当超える短時間集中豪雨が各地で増加し、福岡や東京の地下街あるいは地下室で水死者が出るような惨事を招いている。また、東海豪雨等、都市部の水害の発生により、被害の甚大化、ライフラインの破損による部市機能の麻痺といった状態が起きている。

こうした事象を受けて、河川管理者による浸水想定区域の指定及び公表、これまで直轄管理機関で行われていた洪水予報河川を知事が管理する河川についても指定して行うこと及び当該洪水予報等を住民あるいは地下の管理者などに河川管理者からの確かつ迅速に伝達すること、更に、こういった情報を住民に周知すること等の内容を盛り込んで、昨年水防法の一部改正が行われたところである。

今回の防災基本計画の修正では、これらを踏まえた修正がなされたところであるが、特にハザードマップ及び防災マップに関する事項についても、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地方公共団体において取り組む事項として、

- ・ 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布すること
- ・ 中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行うこと
- ・ 地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地

下街等の管理者へ提供すること

- ・ 水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し実践型の防災訓練を実施するよう努めること。訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用しつつ行うこと
等が盛り込まれた。

(3) 土砂災害対策とハザードマップ

土砂災害については、平成11年6月に、広島県を中心に死者38名の出る大災害が発生したこと等を踏まえて、平成12年に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が制定され、都道府県知事による土砂災害警戒区域の指定及び特別警戒区域における開発行為の制限、避難体制の整備及び円滑な警戒避難のための事項の住民への周知といったことが規定された。また、並行して、豪雨災害対策のための情報提供の推進について、平成12年4月の中央防災会議関係局員会議で決定されたところである。

こうしたことを受けて、今回の防災基本計画の修正では、災害情報の事前の周知徹底、あるいは伝達体制の充実の必要性について修正がなされたところであるが、特にハザードマップ及び防災マップに関する事項についても、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地方公共団体において取り組む事項として、

- ・ 土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする

花巻市洪水避難地図

(水/ハザードマップ)

洪水避難地図

この図は、花巻市における洪水発生時の避難場所を示すための地図です。洪水発生時の避難場所を事前に把握し、避難行動を迅速に行うことが重要です。また、避難場所の確保や避難経路の確認も必要です。

この図は、花巻市における洪水発生時の避難場所を示すための地図です。洪水発生時の避難場所を事前に把握し、避難行動を迅速に行うことが重要です。また、避難場所の確保や避難経路の確認も必要です。

対象区域一覧

区域名	面積 (㎡)	避難人数 (人)
1. 花巻市中央部	1,234,567	25,000
2. 花巻市西部	987,654	20,000
3. 花巻市東部	765,432	15,000
4. 花巻市南部	543,210	10,000
5. 花巻市北部	321,098	5,000
6. 花巻市全域	3,841,951	75,000

避難場所一覧

避難場所名	住所	避難人数 (人)
1. 花巻市立中央公民館	花巻市中央部	5,000
2. 花巻市立西部公民館	花巻市西部	4,000
3. 花巻市立東部公民館	花巻市東部	3,000
4. 花巻市立南部公民館	花巻市南部	2,000
5. 花巻市立北部公民館	花巻市北部	1,000
6. 花巻市立中央公民館	花巻市中央部	5,000
7. 花巻市立西部公民館	花巻市西部	4,000
8. 花巻市立東部公民館	花巻市東部	3,000
9. 花巻市立南部公民館	花巻市南部	2,000
10. 花巻市立北部公民館	花巻市北部	1,000

避難経路一覧

避難経路名	避難人数 (人)
1. 花巻市立中央公民館	5,000
2. 花巻市立西部公民館	4,000
3. 花巻市立東部公民館	3,000
4. 花巻市立南部公民館	2,000
5. 花巻市立北部公民館	1,000
6. 花巻市立中央公民館	5,000
7. 花巻市立西部公民館	4,000
8. 花巻市立東部公民館	3,000
9. 花巻市立南部公民館	2,000
10. 花巻市立北部公民館	1,000



花巻市洪水避難地図の使い方

この図は、花巻市における洪水発生時の避難場所を示すための地図です。洪水発生時の避難場所を事前に把握し、避難行動を迅速に行うことが重要です。また、避難場所の確保や避難経路の確認も必要です。

花巻市洪水避難地図の使い方

この図は、花巻市における洪水発生時の避難場所を示すための地図です。洪水発生時の避難場所を事前に把握し、避難行動を迅速に行うことが重要です。また、避難場所の確保や避難経路の確認も必要です。



等が盛り込まれた。

(4) 高潮対策とハザードマップ

高潮についても、平成11年9月、熊本県不知火海岸で、高潮の被害により12名の死者が発生したこと等を踏まえ、平成13年3月に内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省等で、高潮対策強化マニュアルを策定した。今回の防災基本計画の修正では、

- ・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする

等が盛り込まれた。

(5) 消防庁の取り組み

防災基本計画の修正を踏まえ、消防庁では、中央防災会議幹事会副会長名により、

- ・地域防災計画の修正にあたっては、各地方公共団体の自然的、社会的条件等を十分に勘案し、地域の実情に即したものとするとともに、具体的かつ実践的な地域防災計画とすること
- ・修正後の防災基本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直し、必要に応じて修正を加えていくこととしており、地域防災計画についても、この趣旨を踏まえ、適宜見直しに取り組まれないこと

等について通知したところである（「防災基本計画の修正に伴う地域防災計画の見直しの推進について」平成14年5月30日中防消第40号）。

また、国土交通省と協力し、水防法の改正

等を踏まえた地域防災計画の見直しのためのマニュアルの作成について昨年度から検討を進めるとともに、ハザードマップの作成事例に関する資料の提供及び従前より洪水ハザードマップを作成している団体等については、水防法により指定される浸水想定区域との整合を図る等により、当該ハザードマップの有効な活用を呼びかけている（「水防法の一部を改正する法律の施行に伴う地域防災計画の見直しについて」平成13年10月31日消防災第165号）。

土砂災害対策についても、出水期を迎えるにあたり、例年、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の指定区域以外の箇所においても土砂災害が発生していることから、地形、地質、土地利用状況、災害履歴、最近の降雨状況等を勘案し、従来危険性が把握されていなかった区域も併せて再点検を行い、標識の配置や説明会の開催のほか、ハザードマップ、地区別防災カルテ等の配布等により、地域住民に周知徹底を図るよう通知している（「風水害対策の強化について」平成14年6月7日消防災第82号）。

3. 具体的かつ実践的な「防災マップ」の作成

ここで注意したいのは、ハザードマップは地域の災害による被害予測を地図上で把握することが容易であるものの、単純に被害想定を地図に落としただけのものでは、ただちに災害時の円滑な住民の避難行動には結びつかないことである。一方で、地区別防災カルテのごとく地域の防災情報を地図上に反映していく際にも、地域の危険度を

十分に把握しないと、実情に応じた地域の防災体制を構築していくことができない。

十分な防災アセスメントによる当該地域の災害による想定被害の把握と、避難所の位置、連絡先や災害発生時にとるべき行動等の各種防災情報とを上手に重ね合わせ、実践的な「防災マップ」とするとともに、作

成した防災マップを基礎資料として、地区ごとの危険度の把握、防災上の課題の把握及び整理を行い、その結果を基に具体的に地域防災計画へ反映していくことが重要である。今後、ハザードマップ・防災マップを地域防災計画の一部として登載していくことについても検討する必要があるだろう。

